

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付の一部を支給しない旨の処分及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けでした療養補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社D局において渉外業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日にバイクの点検作業終了後、前屈の姿勢から起き上がろうとしたところ、腰部に激痛が走り、動けない状態になった（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害後、E整形外科に受診し「腰部椎間板症」と診断され、その後、複数の医療機関において「腰椎捻挫、腰髄振盪」等の傷病名（以下「本件傷病」という。）で療養を継続した結果、監督署長は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）したと認定した。

請求人は、本件傷病は治ゆしていないとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同年〇月〇日以降に係る請求は、治ゆ後の請求であるとして、療養補償給付の一部を支給しない旨の処分及び休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は、平成〇年〇月〇日には治癒しておらず、療養・休業の必要性は継続していると主張する。

請求人の本件傷病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け実地調査書において、「腰痛により受診。ホットパックと湿布を投与した。単純レントゲン写真では異常所見はなく、ヘルニアやすべり症などはないと判断した。」と述べており、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「主訴：腰痛、左下肢しびれ。検査所見：MRIでL5/S1椎間板変性あり。今後の治療概要：他覚症状乏しく、MRI上も特に大きな変化は認めず、治療に難渋している。」と述べている。

さらに、労働局地方労災医員協議会外科部会（以下「専門部会」という。）は、上記医師等の意見を踏まえ、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「経過中の理学的所見や単純レントゲン写真及び複数回のMRI検査において、特に問題となる異常所見は認められていない。G医師の意見書でも、自覚症状を裏付ける他覚的異常所見は認めないとされており、長期にわたり治療効果の期待できない状態が経過しており、症状固定とするのが妥当と考えられる。」と述べている。

請求人の本件傷病の受傷経緯及び療養経過等からして、専門部会の意見は妥当

であり、当審査会としても、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒していると判断する。

なお、請求人は、H医師の診断書を根拠に、硬膜外ブロックの治療効果があると主張するが、請求人に対する硬膜外ブロックの施術は痛み等の症状を一時的に緩和するための対症療法であって、I医師は、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、「請求人は、症状経過に変化がなく、症状固定とされたものである。腰部硬膜外ブロックも対症療法であり、症状の変化は認められないものである。」と述べ、また、同治療を施術したH医師も「病態が明らかでない。」と述べており、当審査会としても、症状改善のための効果的な治療と判断することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。